

◆◆◆登録票再交付申請（販売業）について◆◆◆

- ◎ 申請から登録証再交付までの標準的事務処理期間：10 日
- ◎ 申請手数料：4,000 円
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

1. 登録票再交付申請

登録票を破り、汚し又は失ったときには、次の書類を添えて再交付申請を行うことができます。

1-1 登録票再交付に必要な書類

- ①登録票再交付申請書（規則第 11 条の 3 別記第 13 号様式）
- ②破り、汚した登録票

※登録票を紛失した場合は紛失理由書を提出してください。

1-2 登録票再交付申請書の記載上の留意点

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
- (2) 登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の開始年月日に記載すること。
- (3) 店舗の所在地及び名称は、登録票に記載されていたとおり記載すること。
- (4) 再交付申請の理由は、破り、汚し、又は失った等の理由を記載すること。
- (5) 毒物劇物 一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（オーダー）」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記載すること。
- (6) 申請年月日は、提出年月日に記載すること。
- (7) 申請者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。
- (8) 申請者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。
- (9) 申請受付時に申請者の本人確認を行う場合がありますので、本人確認ができる公的身分書をご持参ください。

別記第 13 号様式 (第 11 条の 3 関係)

登録票再交付申請書

登録番号及び 登録年月日	
店舗の 所在地及び名称	(電話)
再交付申請の理由	
備考	

一般販売業

上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 登録票 の再交付を申請します。

特定品目販売業

年 月 日

住所 (法人にあっては主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあってはその名称
及び代表者の氏名)

豊中市長

[連絡先] 担当者名 :
電話番号 :